

## 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日～令和11年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1カ月以上の育休取得」を目標に、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る

<対策>

- 令和7年4月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年10月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および事業所内広報などによる全従業員への周知

目標2：令和7年3月までに、子の看護休暇制度の対象者を小学3年生までの子を持つ従業員とする。

<対策>

- 令和7年1月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年1月～ 制度の導入  
事業所内広報や説明会による従業員への周知